

NWEC 男女共同参画統計ニュースレター

No.12 2013年6月27日

目 次

1 「平成25年版男女共同参画白書」の公表	6 統計指標解説 相対的所得貧困率
2 地方の男女共同参画統計活動の一層の重視・強化を	7 国連統計部のジェンダー統計マニュアル
3 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編）⑪千葉市	8 NWEC から
4 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編）⑫青森県	9 男女共同参画統計関係行事日程表
5 世界銀行のジェンダー統計サイト	

1 「平成 25 年版男女共同参画白書」の公表

内閣府男女共同参画局調査課 光山奈保子

1. 概要と構成

内閣府は、本年6月21日（金）、平成25年版男女共同参画白書を公表しました。本白書は、男女共同参画社会基本法に基づいて毎年国会に報告するもので、今回が14回目になります。

「平成24年度 男女共同参画社会の形成状況」の第1部の冒頭では、「成長戦略の中核である女性の活躍に向けて」というテーマで、経済分野における女性の活躍の現状について分析しています。また、第1章以降では、例年どおり、各分野における男女の現状を様々な統計データを用いて示しています。第2部では平成24年度に講じた施策を、「平成25年度 男女共同参画社会の形成の促進施策」では25年度に講じようとする施策を、それぞれまとめています。

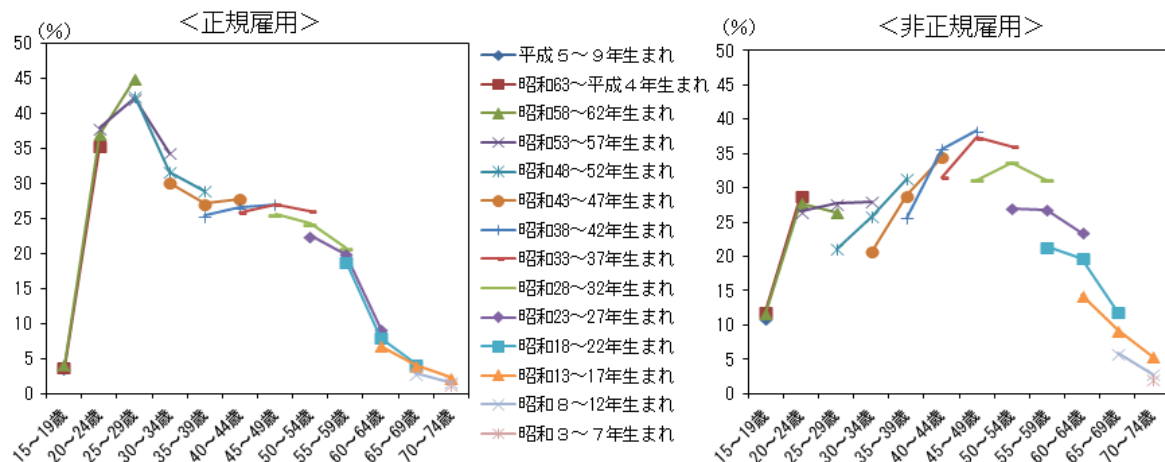
2. 特集「成長戦略の中核である女性の活躍に向けて」のポイント

本年の特集の特徴は、各種統計に基づき、世代別、雇用形態別といった様々な角度から、女性を取り巻く状況、人々の意識や行動を分析している、という点です。ここでは、女性の年齢階級別労働力率（15歳以上人口に占める労働人口（就業者＋完全失業者）の割合）の分析をご紹介します。

日本の女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年、M字の谷の部分が浅くなってきています。

出生年5年間を1つの世代としてまとめて、雇用形態別の年齢階級別労働力率を世代別に見ると、正規雇用では、世代による大きな差はなく、一旦離職した後正規の職員・従業員としてはほとんど再就職しないという傾向が見られます。一方、非正規雇用では、M字の谷から右側の山の部分において、若い世代ほど労働力率が高くなっていることが分かります（図1）。

図1 女性の年齢階級別労働力率の世代による特徴(雇用形態別)



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 出生年5年間を1つの世代としてまとめている。
3. 「正規の職員・従業員」を「正規雇用」、「非正規の職員・従業員」を「非正規雇用」としている。

本年版白書では、このほかにも様々なデータや分析を紹介しています。詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。(http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html)

2 地方の男女共同参画統計活動の一層の重視・強化を

編集委員会

多くの女性と男性の願いにもかかわらず、日本の男女平等の前進のテンポは速いとはいえません。男女共同参画に向けて多くの国が急速な歩みを続ける中で、議員、企業・組織の管理者に占める女性割合や女性の有償労働参加率など重要分野で、日本は国際的には遥かに低い位置にあります。例えば、下院（衆院）の女性議員割合では、日本は2012年12月末で189カ国中の160位であり、世界経済フォーラム発表の世界ジェンダー格差指数では2012年に135カ国中の101位でした。女性の労働力参加率は先進諸国をはじめ多くの国と比較して低く、男性の育児・介護への参加も極度に低く、結婚・出産退職するケースがなお多く、子どもが手を離れて再就職するときは希望する正規労働に就業できないでいます。男女共同参画に関しては、後進途上国の位置にあるといえるのでないでしょうか。男女共同参画の前進を、古い家族観・女性観から脱して、日本の今後の社会像の主要な柱に据えて、その実現に努めなければ、日本の社会の発展を見込むことはできず、21世紀の国際社会で孤立したまま残されることになるでしょう。

日本の男女共同参画の現在の状態を変えていくための1つの出発点は、日本の女性のおかれてある状況を客観的なデータに基づいて国民が正確に把握することです。男女共同参画統計はこのための有力な道具です。NVECの『男女共同参画統計データブックー日本の女性と男性』をご覧ください。しかしこの書物は都道府県別統計を含んでいますが、主として全国を描いています。

女性と男性そして家族のそれぞれが、日々働き生活している場での男女共同参画はどうでしょうか。自分たちが生活する地域について、統計やデータを使って男女共同参画や生活の状況を確認する活動を改めて重視したいと考えます。その内容は、都道府県や市区町村あるいはその住民が、(1)自分たちの地方の男女共同参画の前進点と立ち遅れを統計やデータで調べ、(2)男女共同参画計画・政策が、計画項目の選択や目標値の設定で適切か（低くないか）を統計やデータで検討し、(3)男女共同参画の前進とその速度、ときには後退・停滞を、統計やデータで評価し、改善方向を提起する、ことでしょう。地方の住民がその地域に関して、役所から発表される、あるいは自分たちも参加して作成する地方の男女共同参画統計書を通じて、男女共同参画の立ち遅れを知

ること。これが現状の改善を自分たちの課題とする出発点・あるいは再確認の機会になるのではないでしょう。

地方の男女共同参画統計書の作成などの活動は、このニュースレターの開始以来、市区と都道府県の担当者の方に紹介していただいています。また No.10 と No.11 では座談会を掲載しました。ここには、各地方での創意工夫や直面している課題が示されていると思います。

編集委員会は、これらを受けて、地方の男女共同参画統計活動の強化に向けた重要な点として、以下を指摘したいと考えます。



1. 地方男女共同参画統計活動の重要性を確認しあう。
2. 自分の生活する地方の男女共同参画の現状を地方の統計を使って調べる。
3. 地方の統計担当部署の統計だけでなく、役所の各部署が持っている統計やデータ（男女共同参画関係に限らない）のリストを作成し使用可能にする。
4. 地方の統計担当部署が発表している統計書の統計表やその他の部署が発表する統計資料に、男女の合計数だけでなく男女別や年齢（5歳）階級別等を加える。
5. 住民の意識調査にとどまらず、条件のあるところでは、地方の企業や事業所を対象にして、男女の労働の状態やワークライフバランスへの取組みを調査する。
6. 作成された男女共同参画統計書を積極的に活用し、その統計書の成果と弱点をくみ上げ、改善につなげる。
7. これまでの男女共同参画統計活動の経験が、人材的にも知識としても十分に育成・蓄積・継承される体制を整える。
8. 以上を進めるために、地方の男女共同参画担当部署、統計部署、その他部署と市民が協力する体制作りを支援する。
9. 国レベルでは、中央の統計機関による地方の性別統計表の作成を更に促し、男女共同参画局の『女性の政策・方針決定状況調べ』の地方部分を強化し、『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況』を充実し早期の公表をはかる。
10. 次期の男女共同参画計画に、地方の男女共同参画統計活動の重要性と具体的推進策をうたいこむ。

私たち編集委員会および NWECC も、このような地方の男女共同参画統計活動にできるだけ協力するように努め、また各地方の貴重な努力・経験・成果の共有や意見交換の機会を設け、また手引き等の材料を用意したいと考えています。

3 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編） ⑪千葉市

『「仕事と生活の調和に関する意識調査」報告書』

千葉市男女共同参画センター 市原由紀子

千葉市男女共同参画センターは、千葉市の男女共同参画行政を進めるための拠点施設として、1999 年に開館しました。開館当初より、調査研究事業として、毎年特定のテーマに基づいた市民向けや事業者向け調査を行い、それを報告書の形にまとめたものを発行しています。ここ数年はこれまでにを行った調査との比較・分析に力を入れています。平成 24 年度は、「仕事と生活の調和に関する意識調査」を行い、平成 19 年度に行った同様調査との比較を中心に、報告書を作成しました。

【報告書の概要】

報告書は大きく 4 つの章で構成しています。

I フェイス（図表数 9）

II 調査結果

1. 働くことについて（図表数 20）
2. 家庭生活について（図表数 13）
3. 仕事と家庭の両立のために今後取り組むべき内容（図表数 9）
4. 仕事・家庭・自分の時間の満足度（図表数 16）

III 調査結果のまとめ

IV 自由意見

基本は、調査票の流れに沿って今回の結果を提示し、合わせて 5 年前のデータとの比較を行いました。また、必要な場合には、内閣府のデータとの比較を行いました。さらに今回、仕事・家庭・自分の時間の満足度については、別に章立てし、個々の満足度だけでなく、互いの要素の関連性についても分析を行いました。

【作成にあたって】

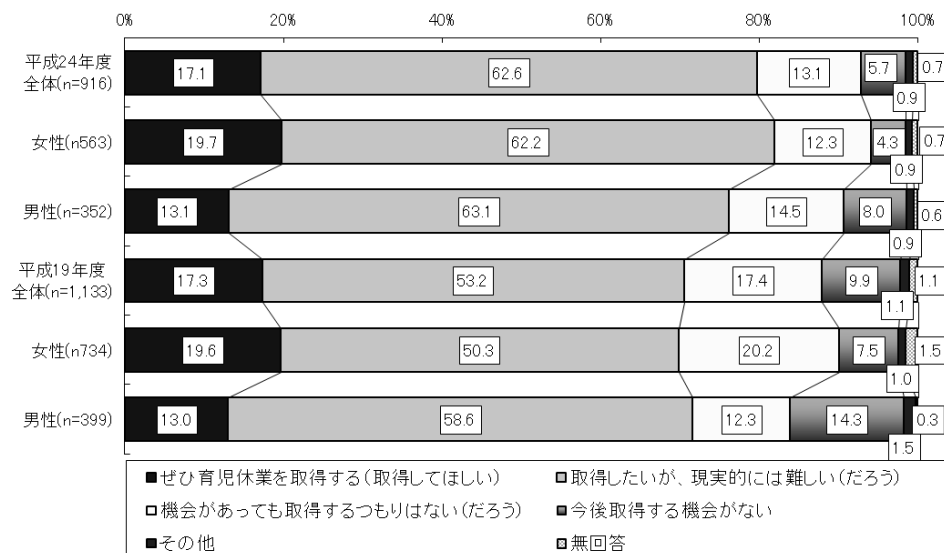
調査報告書という性格上、ページ数が多く、紙面もモノクロのため、その中でいかに見やすい紙面を作るかを意識しました。

□本文については、ただの数字の羅列にならないよう、見出し文を強調し、その後も読みやすい文章を心がけました。

□グラフは、モノクロでも判別しやすいパターンを用いるなど注意をはらいましたが、限られた紙面に必要なグラフを全て掲載するには、グラフ自体を小さくせざるを得ない部分もあり、レイアウトには苦労しました。

「男性の育児休業取得について」〔全体、性別、前回比較〕

全体、女性、男性いずれも「取得したいが難しい（だろう）」が 6 割以上となっており、前回調査と比べてそれぞれ増加しています。



【本報告書の成果と今後の展望】

①ワークライフバランスの研修会で本報告書の一部をご紹介したところ、参加者の皆さんの反応がとてもよく、身近なデータの説得力を感じました。今後も、同じような場で報告書のデータを積極的に活用していきたいと思います。

②今回は、ワークライフバランスというテーマに合わせ、前回調査同様、25歳～44歳の男女を対象に調査を実施しました。近年、年齢の上限を設けずにサンプリング調査を行うと、人口比率も回答率も高い、高齢者層の回答が全体の多数派になる傾向があり、若年者層の意識が把握できないことに疑問を感じていました。今回得られたデータは、その点を少し補強できたと思います。しかし、本調査回答者の属性を見ると、年代別有配偶率が国勢調査の値より著しく高いなど、若年者層の実態を反映しているとは言えない部分もありました。今後は、そうした問題を念頭に置きつつ、若年者層の意識や実態に関するデータの充実を図ることができればと思います。

平成25年度は、男女共同参画に関する意識調査等を実施する予定です。

本報告書は、当センター情報資料センターのほか、市内図書館等で閲覧できるようになっております。また、ホームページでは本報告書をはじめ、過去の調査の概要版を公開していますので、是非ご覧ください。

<http://www.chp.or.jp/danjo/research/research.html>

4 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編） ⑫青森県

『データでみる青森県の男女共同参画』

アピオあおもり青森県男女共同参画センター 小山内世喜子

1. 主旨

男女共同参画の理解を深めることを目的に、男女共同参画統計を示すことで生活の様々な分野に性別による格差等があることに気づき、あるべき姿を考えるきっかけとします。第3次あおもり男女共同参画プラン21の重点目標に沿ったデータを示し、プラン21が何故必要か、また、男女共同参画が一人一人の生活と結びついていることを、各データを見ることで理解を深めます。

http://www.apio.pref.aomori.jp/gender2011/2012_data.pdf



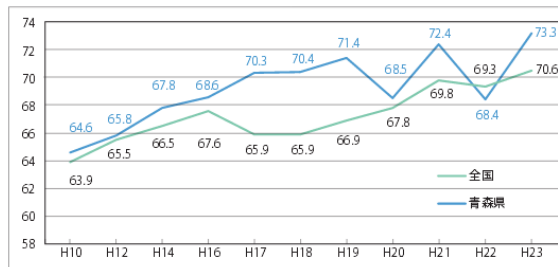
2. コンセプト、概要

「おもわず中をみたくなる」ように、サイズを小型化し、ポケットやカバンに入りやすいサイズにしました。また、資料的印象を少なくするために、Q&A形式やイラストを織り交ぜました。

発行部数は3000部、サイズはA6サイズ（105×148）、フルカラー29頁です。編集主体は、青森県男女共同参画センター指定管理者の「ASTAC・G（アスタクグループ）」です。作業にかかった期間は、平成24年6～10月の5ヵ月です。

女性と男性の給与格差は？

■男女間の所定内給与額格差の推移（男性100として）



出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

男性の給与を100としたとき 女性の給与は 73.3

◎平成23年青森県

男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は、青森県では73.3と、前年に比べ3.9ポイント格差が縮小したものの、依然として格差は残されています。

Q. どうして、こんなに男女間の給与格差があるのですか？

A. 給与格差の要因の一つとして、女性が出産・育児等を理由に仕事を辞めざるを得なくなるなどにより、男性に比べて女性の勤続年数が短かったり、組織の中での職階が低かったりしていることが考えられます。給与格差を是正するためには、仕事と家庭生活の両立支援や採用・仕事配分・評価等における男女差別のない職場づくりが必要です。

*第3次あおもり男女共同参画プラン21の「重点目標7 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」

3. 作成にあたっての困難

第3次あおもり男女共同参画プラン21の重点目標にそったデータを示す際、どのデータを使うか選別することが難しかった点です。また、国全体のデータはあっても、県単位のデータがない場合もあり、探すことに困難なデータもありました。そして、青森県に住む私たちにとっての課題を抽出し、データを探すことに苦労しました。

データ以外の部分では、Q&Aにした際、answerの部分を簡潔にまとめること、また客観的に表現することが難しい点でした。

4. 出版物の活用について

市町村で実施する男女共同参画講座（センター主催）やさまざまな講演会の際に、前座で、その地域に沿った課題（データブックの中から抽出）をクイズ形式で参加者に問いかけ、回答の際にデータブックを見ていただくことで、参加者の理解が深まる道具として活用しています。前座なので、参加者に関心を持っていただくように、面白く・時間は短く・回答者にはプレゼントを差し上げるといった工夫を凝らし、あくまでも脇役として実施しています。また、コンパクトサイズなので、普段からバックやカバンの中に携帯し、時間があるときに見ていただきたいと声掛けをしています。

センター職員が講師を務める大学生対象の講座等でも配布をしました。講座の中で男女共同参画統計を示すことで、男女共同参画統計の必要性を説明し、このデータブックの意味も同時に伝えました。さらに県内の関係機関、図書館等へ送って活用を促すとともに、センター内にも関心のある人にお持ち帰りいただけるように置いています。

今後も、主催講座や講師依頼を受けた際に、データブックを参加者へ配布し、地道に青森県における男女格差の実態や、なぜ男女共同参画社会が必要なのか、併せて男女共同参画統計の重要性を伝えていく予定です。

5. 今後の課題

今回は「第3次あおもり男女共同参画プラン21推進啓発事業」という、単年度の予算を使っての事業であったため、継続した取り組みが不可能で、作成したデータブックの在庫がなくなった時に増刷ができません。また、データの更新に対応して、いかに新しいデータを紹介していくかが課題です。

5 世界銀行のジェンダー統計サイト

編集委員会

世界銀行（以下世銀）は、ジェンダー統計の担当部署を1990年代初頭に設置し、世界の貧困に関するデータサイトを最も早く強化した国際機関である。実際に、ミレニアム開発目標の貧困統計は世銀が担当してきている。ウェブサイト公表している統計データや情報の豊富さは国際機関の中でもトップクラスである。そこで世銀のジェンダー関係の提供情報をみる。

1. 「ジェンダー統計とデータ」サイト

世銀のトップページ⇒データ⇒トピックス別（by topic）のうちジェンダー、すなわちジェンダーデータサイトには、「特徴的な指標」が54指標（性別に別表としているので実質的には30程度の指標）と「関連リンク」欄がある。サイトの中段右端のリンクの最初にGender Data Portalがある。ここに進むとジェンダー統計のホームページ、すなわち、一部を下の絵で示した「ジェンダー平等のデータと統計」Gender Equality Data and Statistics (<http://datatopics.worldbank.org/gender/>)がある。「このポータル（玄関）について」には以下の説明がある。「このジェンダーデータのポ

ータルは、ジェンダー情報のワンストップショップであり、広い範囲の利用者に向けて多様な出所からのデータを提供している。国レベルのデータは、ジェンダー統計の機関間・専門家グループ（IAEG-GS）が認定したテーマにつながる6つの見出しで構成されている。このポータルは、地域委員会や専門機関が作成した国連からの、またジェンダーと開発に関して、『2012年世界開発報告』（WDR）など世銀

が実施あるいは資金を提供した調査や報告からの、ジェンダー・データセットを含んでいる。この利用可能なデータは、ジェンダーの情報を与えられた活動に対する世銀の資金提供の評価、またミレニアム開発目標、IDA16（国際開発協会第16次増資）や世銀による機関点数カード（Corporate Scorecard）といった主要な開発課題での各国の前進の監視、を可能にするはずである。このポータルは継続的なものであり、データベースは、新しい情報の入手や新しいジェンダーの優先度の確認とともに継続的に更新される」。

左下の「地域の選択」あるいは「国の選択」では、それぞれ地名・国名を選択することができる。例えば、「インド」を選択すると、人口12億4,149万人（2011年）のほか、国会女性議員割合11%（2011年）など8つの基本指標の説明文と各指標の時系列の図が現れる。

このトップページには、資源として、○テーマ別データ、○地域データ、○研究者向けマイクロデータ、○分析用世銀ツール、○前進を監視する、○世銀が実施しているデータ、○ガイドラインと訓練材料、○データを得る、の写真見出しがあり、それぞれに入ることになる。また「ジェンダー平等データを視覚化する」がある。

幾つかの注目点を見る。○テーマ別データの区分は、経済、教育、保健、公的生活・意思決定、女性と女兒の人権、人口指標の6つである。各分野に、かなりの数の指標ごとに統計表、図、世界地図があり、メタデータ（データ出所やデータの限界、方法論などデータの詳細説明）を持ち、さらに関連文献やサイトへのリンクがあり、世界の230カ国余と地域も見ることができる。○地域データ、には、地域経済委員会や国連専門機関のジェンダー統計サイトへのリンクがある。これも最もわかりやすい包括的リンクである。○前進の監視、には例えばミレニアム開発目標の指標ごとの国別達成度ほか、幾つかの代表的評価・監視ツールがあり、○分析用世銀ツールなど、世銀独自に開発した手法が用意され、○ガイドラインと訓練材料、は、ジェンダー統計とは何かおよびその重要性にはじまる解説と資料を提供している。*The Little Data Book on Gender 2013*（239ページ、<http://data.worldbank.org/products>）も、隔年刊の3回目にあたる、解説なし（用語説明はある）の214カ国と地域にわたるジェンダー統計集であり、注目される。

世銀の（この機関の政策はさておいて）ジェンダーデータ・統計のウェブサイトは、国際機関の中では全分野にわたって最も詳細で、工夫されていると評価して良いだろう。

2. 「貧困とジェンダー」サイト

世銀は貧困データを早くから集積している。以前には、世銀のトップページに「貧困」への入り口があったが、現在はトップ⇒（トピックス）Poverty から Poverty のページ（www.worldbank.org/en/topic/poverty）に至る。左欄の【概観（Overview）、プロジェクトと調査、データ、研究、ニュース】があり、中央からはニュースレターや報告書に、また概観から、ミレニアム開発目標、教育、食糧不足、不平等、測定と分析に進むことができ、奥深い。

Data

This page in: English

Gender Equality Data and Statistics



Intersecting sources of education inequality

Girls from poor households, rural areas and excluded ethno-linguistic groups are most disadvantaged in education

[Read More](#) [View All News](#)

Explore gender data dashboards

Access regional and country dashboards displaying tables and graphs with the latest data and trends on gender

Select a Region

- OR -

Select a Country

About the Portal

This gender data portal is a one-stop shop for gender information, catering to a wide range of users and providing data from a variety of sources. Data at the country level are organized under six thematic headings, which are aligned to the themes identified by the Inter-agency and Expert Group on Gender Statistics.

[Read More](#)

世銀が提供している貧困指標は、①所得上位 10%および 20%が得ている所得割合、②1.25US ドルおよび 2.0US ドル・レベルの貧困格差 (poverty gap)、③1.25US ドル・レベル以下 (極度の貧困)、と 2.0US ドル以下それぞれの人口数と人口に占める割合、である。各国の状況も取り出すことができる。さらに、貧困⇒ミレニアム開発目標には、目標 3 : ジェンダー平等と女性のエンパワメントのサイトに立ち入ると、ジェンダー平等達成の戦略等が示されている。

だが、これら世銀が示す貧困統計には性別表示はない。すなわち、前項のジェンダー指標でも、貧困につながる教育や労働力率での男女差の提示はあるが直接給与・所得の性別統計はない。ミレニアム開発目標の指標である上記 US ドル指標による貧困人口にしても男女合計でジェンダー区分がない。これは貧困レベルが基本的には世帯所得で測定されていて性別区分が難しいことからきている。性別の貧困につながる要因 (教育や労働での格差) からの推定、新たに母子世帯の所得などこの領域での性別貧困を把握する測定手法の開発が必要であろう。

6 統計指標解説 相対的所得貧困率

伊藤陽一

女性の貧困や子どもの貧困を統計でみるときに、貧困率が問題になる。日本ではこの 6 月 19 日に国会で「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(通称 子どもの貧困対策法) が制定された。国際的には、経済開発協力機構 (OECD) が早くから高所得国の貧困率を発表し始め、日本が高いことを指摘してきた【(2008) Growing Unequal? –income distribution and poverty in OECD countries】。日本でも 2009 年 10 月にはじめて厚生労働省から「2007 年に日本の相対的貧困率は 15.7%、子どもの相対的貧困率は 14.2%」という数値が発表された。国連児童基金 (UNICEF) も 2012 年に 35 カ国の子どもの相対的貧困率を調べ、日本は 35 カ国中 9 番目に高いと報告した【(2012)Measuring child poverty】。貧困とその測定に関しては多くの議論がある。ここでは国際比較でよく使われる相対的 (所得) 貧困率を主として説明する。

1. 貧困の尺度は多様である

貧困を測定する尺度は多様である。まず、「絶対的貧困」率と「相対的貧困」率がある。絶対的貧困では、必要生活費・食料費等から割り出した貧困水準以下の者を貧困者とみる。一国レベルでは生活保護水準の算定が類似しているし、国際的には、ミレニアム開発目標 1「極度の貧困と飢餓の削減」—2015 年までに 1990 年の貧困人口数を半分にする—での、貧困者を 1 日 1.25US (2001 年の目標出発時点では 1 US) ドル水準以下を極度の貧困とみるのが代表的である。ここでの貧困率は、総人口中の貧困者の割合 (%) である。

これに対して、相対的貧困 (率) は、必要生活費等からではなく、その社会の世帯や個人の所得などの分布中における相対的位置から導き出される。この場合、その社会の必要生活費水準や所得水準の高さや所得の全体的増加は、計算で考慮されない。

他方で、人間の生活と発展において必要不可欠な機会や手段等が奪われている「剥奪」状態を貧困とみる方法がある。生活上最低必要な要因をあげ、それを欠いている要因数で貧困をみるのである。

今回はこのうち、比較的とりあげられることが多い OECD の相対的所得貧困率を説明する。

2. 相対的所得貧困率の仮説数値による説明

OECD は、以前には相対的貧困率と呼んでいたが、最近の文書では相対的所得貧困率と「所得」を入れて使うようになった。この方が内容を伝えていて良いと思う。この貧困率は、まず世帯員を所得の大きさ順に並べて真ん中の位置の世帯員の収入額に注目する。順位の中央の単位が持つ数値は統計学では中位数 (メディアン : median) と呼ばれ、順位にかかわらない計算をする平均値とは異なる。この中位数の 1/2 (50%) を貧困線とし、貧困線未満の世帯員数が世帯員総数の占

める割合を貧困率とするのである。

貧困率をイメージするために、社会が5人からなる簡単な仮の数値例で説明しよう。

【ケース1】構成員5人の所得は、①2、②4、③5、④6、⑤8万円、とする（平均所得は5万円、①と⑤の差は6万円）。所得の大きさ順に並べると③番目が真中の中位数であり、その所得は5万円である。中位数の50%、すなわち貧困線 $5/2$ は2.5万円である。貧困線以下の人数は①の1人なので、貧困者割合は $1/5=0.20$ 、すなわち20%になる。

【ケース2】①3、②4、③5、④6、⑤7万円（平均所得は5万円、①と⑤の差は6万円）では、同じく中位数は5万円であり、中位数の50%は2.5万円。しかし、2.5万円以下は0人であるから、 $0/5=0$ で貧困率は0%である。

【ケース3】①4、②8、③10、④12、⑤16万円（平均所得は10万円、①と⑤の差は12万円）。各世帯員の所得が上昇した場合、あるいはケース1や2に比べて高所得国の場合である。中位数は10万円で貧困線は $10/2=5$ 万円。貧困者は①であり、貧困率は【ケース1】と同じ20%である。

相対的所得貧困率は、くりかえすが平均所得ではなく中位数を基準にして、その50%の貧困線未満の世帯員、すなわちその社会の低所得層に注目している。ケース1とケース2を比較すると、世帯所得の分布が低所得者まで広がりがある場合に貧困率が高い。

この貧困率は、高所得社会において、低所得国の人よりは高所得であっても「その社会に必要な」生活条件を失うと、通常の生活が不可能な事態に注目する。そして、この事態を規定する所得の相対的な低さを「貧困」と捉えるのである。世帯の所得分布統計が入手できれば、意味と手続きで複雑ではない計算で済むので便利であり、高所得国（先進国）の国際比較に使われている。

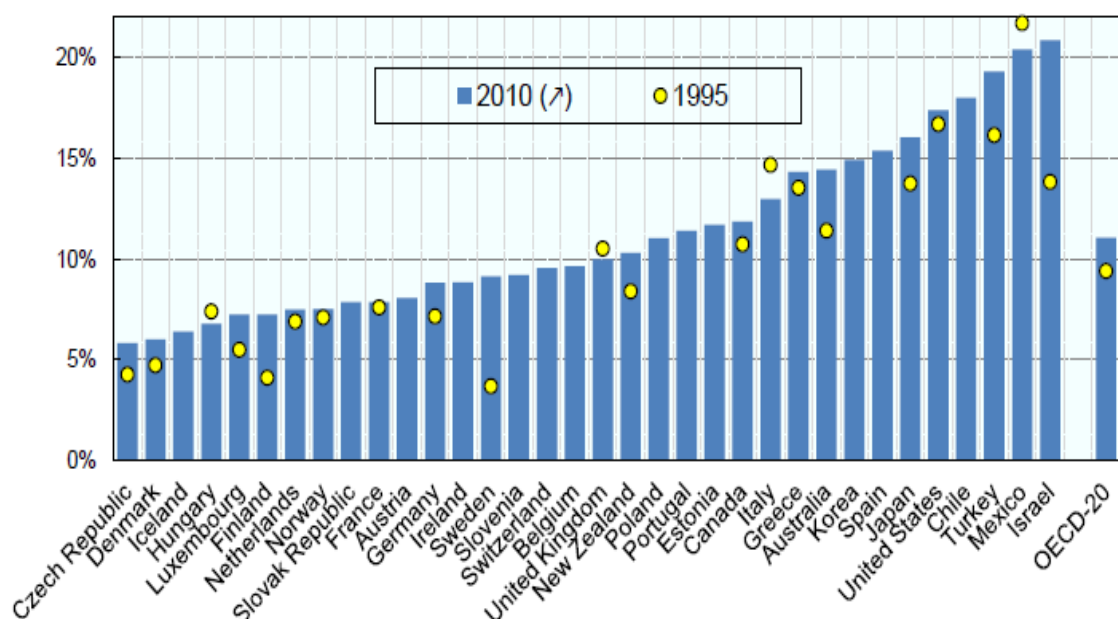
しかしこの相対的所得貧困率は、資産状態を無視して所得に注目し、その国の所得の中位数以下の者の分布状態に注目しているだけである。したがって、【ケース1】の2万円、【ケース2と3】の3万円が、生活上の必要をどう欠いているかに立ち入らない。また中位数より高い所得の分布を無視しているし、その社会の世帯員の所得が平均所得の近くに分布しているのか、低所得者と高所得者との両極に分布しているのか、あるいは少数の高所得者がいて、大半の者は極度の貧困下にあるのか、等にもふれない。

3. 実際の相対的所得貧困率

OECDが相対的所得貧困率を計算するときには、(1)世帯所得として、①給与や自営業などの所得、②この世帯所得から各種の直接税や社会保険料等負担を引いた所得、③これに社会保障給付を加えた世帯の「可処分所得」、のうち③をとりあげる。これが生活内容を主に規定するからである。(2)次に、この世帯所得から世帯員1人当たりの所得をうるために、世帯可処分所得を、世帯員数の平方根($\sqrt{\text{世帯員数}}$)で割って1人当たり所得を算出する。これを等価可処分所得という。(3)その上で等価可処分所得の分布の中位数を求め、この中位数の50%を貧困線とするのである。以上の計算のうち、平方根は便宜的に使われている。

この計算手続きでは、所得計算で現物給付は考慮されず、何故中位数なのか、あるいは中位数の50%なのかといった点に理論的根拠があるわけではない。貧困線として、OECDは中位数の60%と40%も計算しており、EUは中央値の60%を採用している。とはいえ、この相対的所得貧困率は、OECD諸国で生活保護的な救済策を発動するレベルに対応しているという判断もあって使われてきた。また、上記の所得の①、②、③レベルの計算は、社会保障給付の再分配効果の検討に有効である。国際比較の際には、その国の税制（直接税と間接税の比重）の違い、無償教育など社会保障制度の充実度、さらに物価水準の違い等によって生活内容は異なってくる点に注意を要する。

OECDが最近示した、加盟20カ国の1995年（黄色の○）と2010年前後の相対的貧困率の図を引用する（次頁[OECD(2013) Crises squeezes income and puts pressure on inequality and poverty]）。34カ国中、日本は貧困率16.0%で合衆国17.4%に次いで高い6番目であり、1995年の13.7%から悪化している。



4. 子どもの貧困

OECD等多くの計算は「子ども」を17歳未満としている。子ども総数に対するこの貧困な世帯の子どもの割合が「子どもの相対的貧困率」である。

子どもの貧困は、その世帯の劣悪な経済状態のため、子どもの栄養・健康、医療へのアクセス、教育・学習、住居での不十分、収入確保に忙しい親との接触不足等が生じ、これが子どもの希望・意欲・努力の減退、低学力、文化水準の低下をもたらし、子どもの孤立・排除、自信の喪失、ときには家庭内のストレスの増加、に至って、子どもの健全な成長を阻害してしまう事態をいう。子ども時代の貧困が、若者や大人になっての貧困につながり、さらにその子どもの貧困へと「貧困の連鎖」を生むことも特に問題視されている。子どもの属する世帯の経済状態が基本にある点で、この相対的所得貧困率は子どもの貧困の把握に有効な指標である。日本では特に1人親世帯や母子世帯に相対的所得貧困率が高く、子どもの貧困対策を適切化する上でも参考になろう。

これとともに、1でふれた「剥奪」を子どもに適用して、子どもの発達にとって必要な要因の欠如（子どもの剥奪状態）を貧困とみる方法は、わかりやすさや政策を導き出す点で、特に子どもの貧困の把握にとって有効である。先のOECDも2008年に13項目をあげており、UNICEF報告書では、1日3回の食事、(教科書を除く)本、屋外遊具（自転車、ローラースケート）、学校の旅行・行事参加のお金、など14項目をあげて、このうち2つ以上を欠いている子どもを「貧困」とみなしている。

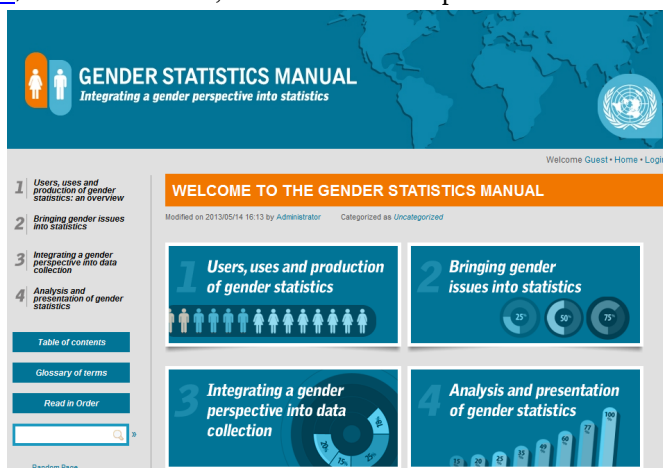
貧困の統計による把握に関しては、どれか特定の指標だけが万全ということとはありえない。絶対的貧困、相対的所得貧困、剥奪の指標などを組合せて活用し、事実把握と分析とを、ますます必要となる貧困防止・救済政策に生かしていく必要がある。

7 国連統計部のジェンダー統計マニュアル

編集委員会

世界ジェンダー統計プログラムで重要作業の1つとして掲げられていた、ジェンダー統計活動のマニュアルが、昨年より順次書き加えられてこの5～6月の修正を経てひととおりの形を整えた。このように言うのは、このマニュアルが、冊子としてではなく、ウェブサイト上で、加筆・修正

されながらできあがってきているからである。これは、国連統計部のジェンダー統計サイト (<http://unstats.un.org/unsd/gender/default.html>) の“Publications, Handbooks and Papers の Handbooks”内に Gender Statistics Manual として置かれている。部分が絶えず修正・変更されているので、マニュアル全体のダウンロード・印刷はできず、各部分ごとにプリントアウトして揃えるという不便を残している。6 月末時点で 200 ページ余になる。目次によって全体構成を示し、幾つの特徴をメモする。



1. 構成

目次には章という表現はないが、一部に章が使われているのでこれにならう。

- 第 1 章—ジェンダー統計の利用者、利用と生産：概観：●ジェンダー統計とは何か、●ジェンダー統計の利用者と利用、●ジェンダー統計の生産、●このマニュアルのガイド、●文献
- 第 2 章—統計にジェンダー問題を持ち込む：●序、●教育、●仕事、●貧困、●環境、●食糧の安全、●権力と意思決定、●人口・世帯・家族、●健康、●移民・難民・避難民、●女性に対する暴力
- 第 3 章—データ収集にジェンダー視角を統合する：●序、人口・住宅センサス、●農業センサスと調査、●労働力調査、●生活時間調査、●女性に対する暴力調査
- 第 4 章—ジェンダー統計の分析と提示：●序、データの記述的分析、●ジェンダー統計の表における提示、●ジェンダー統計のグラフにおける提示、●文献

2. 特徴点など

- 1) 国連統計部関係のジェンダー統計の説明書としては、1996 年に出版された *Engendering Statistics* (邦訳：1998 年『女性と男性の統計論—変革の道具としてのジェンダー統計』) に次ぐものである。この間、国連ヨーロッパ経済委員会(UNECE)が 2010 年に、約 180 ページの『ジェンダー統計を発展させる—実践的ツール』(*Developing Gender Statistics : A Practical Tool*) を発行している。国連統計部としては『世界の女性』の継続した発行など 15 年余りの経験をふまえて、より具体的で実践的な内容のマニュアルを作成したことになる。
- 2) このマニュアルの重点は第 2 章である。北京女性会議以後の新たな問題をも念頭において、ジェンダー問題の主要分野を 11、各主要分野を 3 から 5 に小区分して、ジェンダー問題→必要なデータ→指標例→データ出所、を説明している。各国と世界のジェンダー問題に関心を持ち、かつ実証的検討を行おうとする者は、対応する分野・小分野の説明を是非ともふまえていただきたい。
- 3) 第 3 章は、主要なセンサスと調査で、ジェンダー統計をどう作成し、獲得するかに関わり、特に政府の統計生産者に向けられている。
- 4) 第 1 章は従来の論議を簡潔化しており、第 4 章も比較的簡単である。①第 1 章に関して背景説明の論文等があっても良い。②第 4 章のより詳細化が、ICT の発展等をジェンダー統計活動で一層活用する方向の叙述を含めてなお不足がある。今後の追加記述が期待される。

以上によって、私たちは、ジェンダー統計活動の国際的な基準の手引書として、上に記した 1996 年の文献、UNECE の『実践的ツール』とこのマニュアルを持つことになった。

なお、冒頭に記したサイトにある Handbook とは、国連統計部が 1980 年代以降発行してきた一連のジェンダー統計文書であり、新しいものではない。

8 NWEC から 『男女共同参画と男性』 情報サイトを開設しました

「男性を対象とした男女共同参画の推進を目的とする学習プログラムの企画・実施」のための情報サイトを開設しました。なぜ男性の家庭・地域への参画の促進が必要なのかについて考えるための統計データも掲載しています。各図表は、それぞれ2種類のPDFをダウンロードできるようになっています。1つは、図表の上に特色がわかる見出し、下に簡単な解説をつけています。もう1つは、特色のわかる見出しも簡単な解説もついていない、図表をみて気づいたことを自由にメモできるワークシートです。以下からぜひご活用ください。

<http://www.gakusyu-program-nwec.jp/>

9 男女共同参画統計に関する行事など（2012年8月～）

【行事等に関する情報を事務局にご連絡ください。編集委員会で検討の上掲載いたします】

月	日本	国際
2012年		
8	24-26 NWEC フォーラム（国立女性教育会館、男女共同参画統計ワークショップ）	22-24：国際生活時間学会第34回日本大会：島根
9	13-14：経済統計学会全国研究大会ジェンダー統計セッション（阪南大学）	
10		10-11：Regional Conference on Gender Statistics Toward inclusive Growth：バンコク、タイ
2013年		
1		31：第7回IAEG-GS
2		26-3.1第44会期（2013年）国連統計委員会、ジェンダー統計に関する報告書
6	21：平成25年版男女共同参画白書を閣議決定・公表	
8	22-24 NWECフォーラム（国立女性教育会館）	
9	13-14：経済統計学会全国研究大会ジェンダー統計セッション（静岡）	
2014年		
		第5回世界ジェンダー統計フォーラム
3		19-21：UNECE Work Session on gender statistics

編集後記

国際諸機関ではジェンダー統計ウェブサイトの充実が進み、国連統計部のジェンダー統計マニュアルも一通りそろったようです。今号は、国内外の動向に関する記事とともに、地方の男女共同参画活動の強化に向けた記事を掲載しました。

本年度の編集体制は下記の通りです。皆さまからの情報、ご意見をお待ちしています。

2013 年度編集委員（五十音順、敬称略）

天野晴子（日本女子大学家政学部家政経済学科教授）
 伊藤 純（昭和女子大学人間社会学部准教授）
 伊藤陽一（法政大学名誉教授）
 滝石麻衣子（三重県男女共同参画センター主事）
 藤掛洋子（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授）
 本吉佳世（前富山県女性財団企画管理課主事）
 中野洋恵（国立女性教育会館研究国際室長・主任研究員）
 森 未知（国立女性教育会館情報課専門職員）

「NWEC 男女共同参画統計ニュースレター」No.12 2013.6.27

事務局 独立行政法人国立女性教育会館：

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地 E-mail infodiv@nwec.jp